

横浜市立本郷養護学校（本郷特別支援学校）同窓会（こぶしの会）会則

第1章 名称

第1条 本会は、「こぶしの会」と呼ぶ。

第2章 会員

第2条 本会は、本郷養護学校高等部を卒業し、入会を希望した者が会員となることができる。

第3条 中途退学した者で、特に入会を希望し、役員会の認めた者は会員となることができる。

第4条 本校中学部の卒業生で、本校高等部に進学しない者が入会を希望した場合、会員になることができる。

第3章 賛助会員

第5条 本会の事業を円滑に遂行するため、本会に賛助会員を置く。

第6条 賛助会員は、正会員の保護者がこれにあたる。

第4章 事務局

第7条 本会の事務局を本郷養護学校内に置く。

第5章 目的

第8条 本会は、会員相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

第6章 事業

第9条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 総会の開催
- ② レクリエーション活動
- ③ その他本会の目的に沿った事業

第7章 役員

第10条 本会の会員から次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名以上

第11条 本会の賛助会員から次の役員を置く。

幹事（前年度卒業生より3名）

会計（1名）

会計監査（1名）

第8章 役員を選出・任期

第12条 役員を選出は以下の通りとし、任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

- ① 会長・副会長は、会員の互選により、総会の承認を得て決定する。
- ② 幹事は、賛助会員の互選による。

第9章 役員の任務

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。副会長は、会長を助け会務を司る。
幹事は、本会の事業の運営を援助する。

第10章 会議

第14条 本会の会議は、次の通りとする。

- ① 定期総会を年1回行う。

第11章 部会

第15条 本会は、必要に応じ本会の目的に沿い、自主的な活動をすることができる。
部会の責任者は、賛助会員有志とする。

第12章 会費

第16条 本会は、会費、寄付金その他の雑収入により運営する。

会費は、年間500円とし、新規入会の場合には入会時に、継続の場合には年度最後の同窓会開催時に納めるものとする。

補足第1項 16条は26期生（平成18年度3月卒業生）より適用する。

すでに同窓会終身会員費5000円を納めた者は卒業後10年間、年会費を免除する。

第17条 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第13章 顧問・相談役

第18条 本会に顧問を置くことができる。顧問は幹事会の推薦により、会長が委嘱する。

第19条 本会に相談役を置く。相談役は、本郷養護学校教職員および旧教職員をもって構成し、常任相談役若干名を会長が委嘱する。

第14章 会則改正

第20条 会則の改正および内規等の改正および内規の決定は、総会にて行う。

第15章 附則

第21条 この会則は、昭和57年4月1日より実施する。

第22条 会員の慶弔に際しては、本会として祝意、弔意を表す。

第23条 平成3年5月12日改正

第24条 平成5年4月25日改正

第25条 平成18年12月21日改正